

# 山梨県公報

号外第五十一号

平成二十五年

八月二日

金 曜 日

## 目 次

### 訓 令

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………

人事委員会……………

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………

## 訓 令

### 山梨県訓令第十三号

出 本  
先 機  
機 関  
庁 庁

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員に駐在に関する規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「世界遺産推進課」を「富士山保全推進課」に、「世界遺産登録に係る普及啓発業務及び相談業務」を「世界遺産富士山に関する普及啓発業務」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成二十五年八月五日から施行する。

### 山梨県訓令甲第十四号

出 本  
先 機  
機 関  
庁 庁

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程(平成十八年山梨県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中 「企画課」を「副十三和企画課」  
「企画課」を「副和」  
に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成二十五年八月五日から施行する。

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第十八号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十五年八月二日

山梨県人事委員会  
委員長 小 俣 二 也

#### 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「政策企画監」を「政策企画監」に、「首都圏広報推進監」を「首都圏広報推進監」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十五年八月五日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番